

事務連絡
令和5年9月20日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

飼料及び肥料の安全確保の徹底について【注意喚起】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課から、飼料及び肥料の安全確保の徹底について、別添のとおり注意喚起がありましたのでお知らせします。

(今般、飼料用動物性油脂、肥料用肉骨粉等への使用が禁止されている、月齢が30月を超える牛に由来する脊柱が混入した原料を用いて、飼料及び肥料を製造等していた事例が確認されたことに関連する注意喚起です。)

事務連絡
令和5年9月19日

公益財団法人日本食肉流通センター 御担当者 様

農林水産省畜産局食肉鶏卵課
課長補佐（食肉流通班）

飼料及び肥料の安全確保の徹底について（注意喚起）

日頃より、畜産・食肉行政への御理解と御支援を賜り感謝申し上げます。

今般、飼料用動物性油脂、肥料用肉骨粉等への使用が禁止されている、月齢が30月を超える牛に由来する脊柱が混入した原料を用いて、飼料及び肥料を製造等していた事例が確認されました。

原因は、原料の収集先である食肉処理施設において、飼料及び肥料の原料に月齢が30月を超える牛に由来する脊柱が混入していたことの確認が行われず、そのまま供給されたことに加え、飼料及び肥料の製造業者において、原料受入時に原料に添付された原料供給管理票の月齢の確認が不十分であったことによるものと考えられています。

これを受けて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長及び畜水産安全管理課長の連名で、別添のとおり、一般社団法人日本畜産副産物協会会長に対して注意喚起が行われましたので、本件について、傘下の会員に周知いただき、原料を供給する可能性のある食肉関係事業者におかれましては、同様の事案が再発しないよう御理解・御協力をお願いいたします。

連絡先（担当）

農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課
食肉流通班 岡崎、佐野
電話：03-6744-2130

5 消安第 3360 号
令和 5 年 9 月 14 日

一般社団法人日本畜産副産物協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
畜水産安全管理課長

飼料及び肥料の安全確保の徹底について（注意喚起）

日頃より、飼料及び肥料の安全確保についての御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

BSE 発生防止の観点から、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）において、飼料用動物性油脂及び肥料用肉骨粉等については、別紙のとおり使用する原料について制限を行っているところです。

こうした中、今般、飼料用動物性油脂及び肥料用肉骨粉等への使用が禁止されている月齢が 30 月を超える牛に由来する脊柱が混入した原料を用いて飼料用動物性油脂及び肥料用肉骨粉等を製造等していた事例が確認されました。

本事案は、原料の収集先である食肉処理施設において、飼料及び肥料の原料に月齢が 30 月を超える牛に由来する脊柱が混入していたことの確認が行われないうまま供給されたことに加え、飼料及び肥料の製造業者において、原料受入時に原料に添付された原料供給管理票の月齢の確認が不十分であったことによるものと考えられます。

つきましては、貴会会員に対して、次の事項について確認いただき、安全な飼料及び肥料の安定供給に努めていただきますよう周知をお願いします。

- ① 原料収集先における飼料及び肥料の原料となる畜産副産物の分別管理に係る契約内容の履行状況
- ② 原料受入から製造・出荷までの工程管理及び製品の品質管理に係る管理状況

(別紙)

以下のものを飼料及び肥料に含むことを禁止するとともに、それが含まれていないことを農林水産大臣が確認するリスク管理措置（大臣確認制度（※））を講じている。

- ① 月齢が 30 月を超える牛（出生の年月日から起算して 30 月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）
- ② と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 14 条までの検査（ただし、飼料の原料にあっては第 1 項から第 3 項までの検査）を経していない牛、めん羊又は山羊の部位（死亡牛・めん山羊）
- ③ と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 に定める牛・めん山羊の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2 メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が 30 月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が 12 月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して 12 月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）

※飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号消費・安全局長通知）及び肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成 16 年 2 月 26 日付け平成 15 年消安第 6398 号消費・安全局長通知）